

公園でバーベキューを利用される皆さまへ

吉川市では市内4か所の公園でバーベキューが利用可能ですが、令和8年4月1日より以下のとおり利用内容に変更がございますので、利用される際はご注意ください。

～利用可能な方～

吉川市内に在住、在学、在勤している方、市内法人

～利用時間～

午前9時～午後5時まで

～申請期間～

利用日の3か月前の1日から、利用日の10日前まで ※閉庁日を除く

例) 令和8年6月15日に利用したい場合は、3月1日から6月1日まで申請可能

～バーベキュー可能な公園～

- ・美南中央公園
- ・永田公園
- ・沼辺公園
- ・関公園



～注意事項～

以下の注意事項をご確認の上、ご申請ください

- ・バーベキューを利用される際は常に許可証を携帯すること
- ・他の来園者に支障の無いよう利用すること
- ・大声で話す、スピーカーで大音量の音楽を流す等の迷惑行為はしないこと
- ・ゴミや炭は必ず持ち帰ること。また使用後は原状復旧すること
- ・バーベキューで使用したコンロなどを水道で洗う等の行為をしないこと
- ・直火での調理は禁止。脚付きの器具を利用すること
- ・火気の使用時、使用後は十分安全に配慮すること
- ・道路上や公園内の指定された場所以外への駐車はしないこと

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします



なまりん

吉川市 都市計画課 公園緑地担当 (048-982-9901)